

門真市空家等対策計画（素案） 概要版

資料 6

第1章 計画の基本的な考え方

【計画策定の背景】

人口減少や少子高齢化の進行等により、空家等は増加傾向にあることから、市民の安全で快適な暮らしを確保し空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するために「門真市空家等対策計画」を策定する。

【計画の位置付け】

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」）第6条第1項に基づく「空家等対策計画」

【計画期間】

平成 31 年度（2019 年）から平成 37 年度（2025 年）までの 7 年間

第2章 空家等の現状

【空家等の現状把握】

※平成 25 年（2013 年）年住宅・土地統計調査より

- ・空き家総数は 12,200 戸、対平成 10 年（1998 年）比で約 1.2 倍増
 - ・空き家率は 17.4%、全国、大阪府を上回る。

【空家等実態調査による現状把握】

- ・空家等の総数は 1,423 件、うち昭和 56 年（1981 年）の耐震基準改正前に建築された建築物等は 948 件（66.6%）
 - ・空家等のうち、920 件（64.7%）が長屋であり、そのほとんどが「一部空き長屋」
 - ・管理不全と判定された空家等は 122 件（8.6%）
 - ・空家等の内訳は、北部地域 981 件、南部地域 442 件。中でも北部地区の地震時等に著しく危険な密集市街地で多く確認されている

【建物等に関するアンケート】

- ・建物等所有者等は高齢化が進んでおり、維持管理は「自分で管理している」の割合が多い。また、遠方になるほど「誰も維持管理していない」割合が多い。
 - ・空家等になった理由として大阪府内に所有者がいる場合「借り手、買い手がないため」の割合が多い。
 - ・今後の建物等の取り扱いとして「賃貸物件として貸し出したい」「売却したい」の割合が多い

【これまでの取組み】

- ・条例の制定（門真市建築物等の適正管理に関する条例、門真市美しいまちづくり条例）
 - ・各種補助制度の実施
 - ・門真市北部地区住宅市街地総合整備事業の推進

【空家等に関する課題】

- ・相続登記の問題、リフォーム費用や売却価格、家賃が所有者等の希望価格と相違しているなど資金面での制約から空家等が増加する可能性があるため空家等を発生させない取組みが必要
 - ・所有者等の高齢化により空家等の適切な維持管理が困難になる可能性があり、また長期間にわたって空家等の状態が続くと管理不全となる空家等の増加が危惧されるため、適正な管理に向けた取組みが必要
 - ・所有者側の賃貸や売却の意向と利用者側の活用ニーズが結びついていないことや、空家等を活用するための修繕・改修支援や情報提供などを求める声が多くなっていることから利活用の促進に向けた取組みが必要
 - ・市内の空家等の約7割が北部地域にあり、そのうち約半数が地震時等に著しく危険な密集市街地に存在している。また、市内の空家等の約7割が昭和56年（1981年）の耐震基準改正前に建築された建築物等であることから除却を促進する取組みが必要

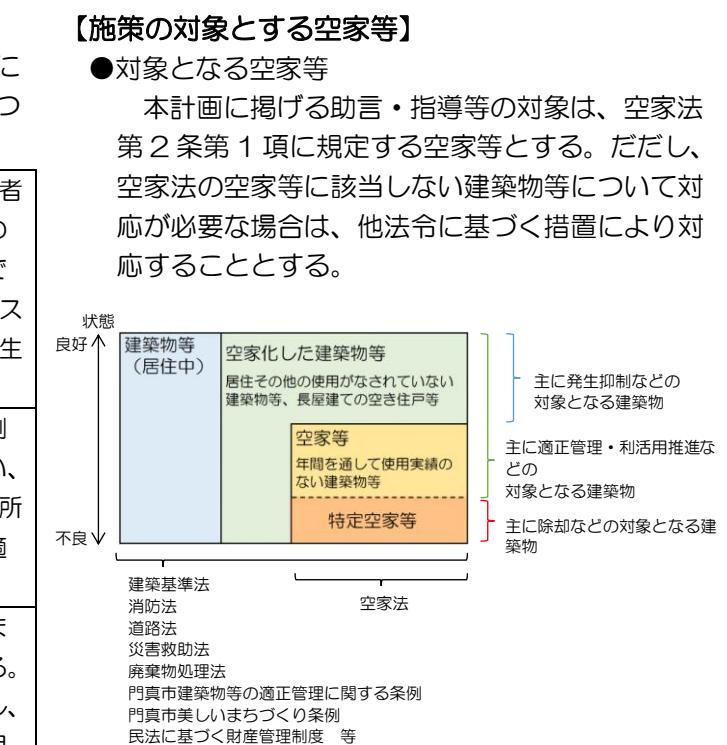
第3章 空家等対策の基本的な方針

【空家等対策計画の目標】

今後も人口減少の進行等により、空家等の増加が予想されることなどから、空家等の適正管理や除却等の施策を推進し、地域の生活環境の保全を図ることにより、安全・安心で快適に暮らせる環境づくりを目指す。また、空家等の利活用や流通促進に向けた施策の検討を進め、子育てや仕事がしやすい住みみたい住み続けたいまちづくりを目指す。

【空家等対策計画の基本方針】

目標の実現に向けて、空家等の課題を踏まえると共に空家等の状態・段階に応じた対策を推進するため、4つの基本的な取組みを設定する。



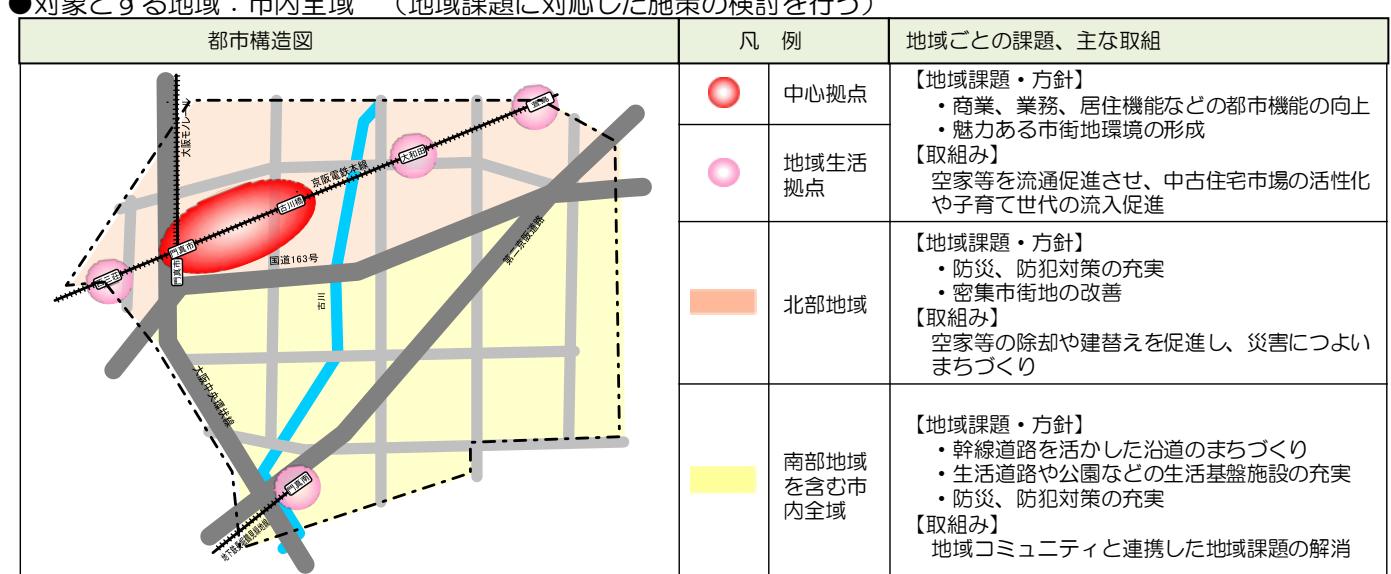
※1 「建築物等」は居住中の建築物など、空家等となる見込みにある夫のを指す

※2：「空家化した建築物等」は居住その他の使用がなされていない建築物等や長屋建ての空き住戸等、広く利用がなされていない建築物等を指す。

※3：「空家等」は空家法第2条第1項に規定する空家等を指す

※4：「特定空家等」は空家法第2条第2項に規定する空家等を指す

●対象とする地域：東山地域（地域課題に対応した施策の検討を行う）



門真市空家等対策計画（素案） 概要版

資料 6

第4章 空家等対策の取組み方針

建築物等の各段階における空家等対策

	建築時・居住時	空家化	管理不全	除却	土地活用
方針1 空家等の発生抑制	情報提供による建築物所有者等の意識の醸成				
	相続登記の促進				
	インスペクション(建物現況調査)の普及啓発				
	既存建築物の耐震化促進				
方針2 空家等の適正管理の促進	リノベーション・リフォームの促進				
	空家等所有者等の意識啓発等				
	所有者が自ら適正に管理する能力が十分でない場合の対応				
	管理不全な空家等の所有者等への助言等				
方針3 空家等の利活用の推進	データベースの運用				
	地域と連携した情報把握や見守り活動				
	地域活性化に寄与する活用				
	空家等マッチング制度の構築				
方針4 空家等の除却の促進	空家等活用の取組みに関する情報提供				
	空家等に関する相談窓口の充実				
	危険家屋等の除却の促進				
	空家等の除却の促進に向けた取組み				
	老朽木造建築物等の除却等の促進				
	耐震性の不足した木造住宅の除却の促進				
	防災空地の整備				
	狭い道路・狭小敷地等の改善				

第5章 空家等の調査について

【空家等の調査】

本市では、平成28年（2016年）度に市内全域の空家等実態調査を実施しており、その調査結果に加え、新たに市民からの相談等を受け判断した空家等についても適宜調査を行う。また、空家等の情報の正確な把握に努め、それらのデータベース化により効果的な空家等対策の実施を目指す。

第6章 特定空家等に対する措置等

【特定空家等に対する措置】

適切な管理が行われていない空家等が特定空家等に該当する場合、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものであることから、その状態を解消するため特定空家等に係る対応に取組む。

【その他法令に基づく措置】

管理不十分な空家等については、空家法での対応に限らず、空家等に対する他法令の適用を検討し、各法令に基づき必要な措置を講じる。

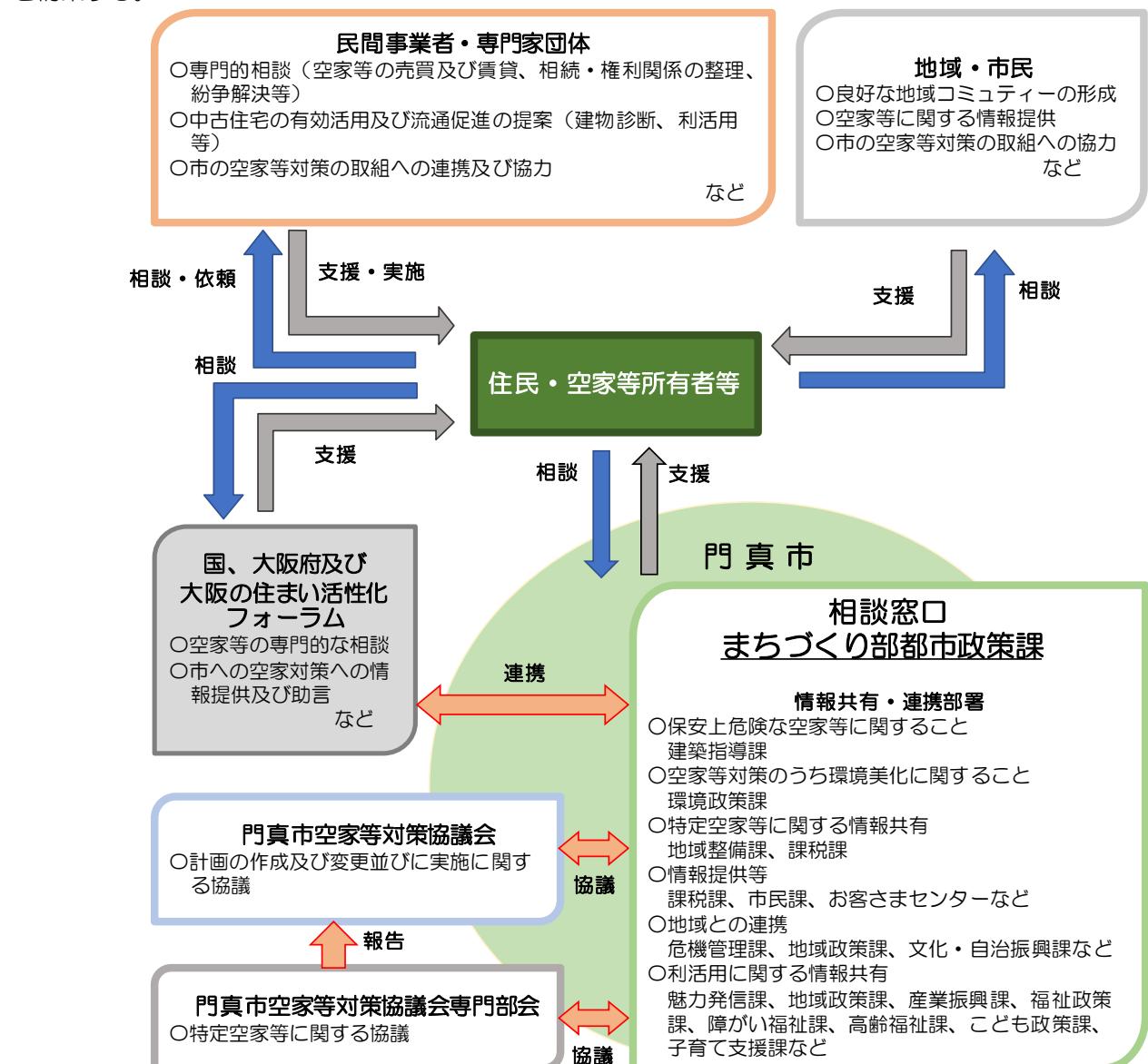
第7章 住民等からの空家等に関する相談への対応及び空家等対策の実施体制等について

【住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項】

住民や空家等所有者等からの空家等に関する相談に対して、庁内連携のもと総合窓口（都市政策課）を設け、内容に応じて適切な担当課等を案内し、迅速な回答に努める。

【空家等対策の実施体制に関する事項】

空家等の対策の実施に際しては、庁内の様々な部局に関係するのみならず、各種団体等との連携を図りながら体制を構築する。



第8章 計画実現に向けて

目標値を設定し、評価・検証するなど、適切なPDCAサイクルにより効果的な空家等対策を講じる。

項目	指標	現況値	目標値
空家等の発生抑制	住宅土地統計調査の空き家（その他の住宅）数	2,670件 平成25年（2013年）度末	平成35年（2023年）度末 増加させない
空家等の適正管理の促進	相談会、セミナー等の開催回数	0件 平成30年（2018年）度末	7件 平成37年（2025年）度末
空家等の利活用促進	相談を受けた空家等が活用された件数（除却後の跡地の活用を含む）	0件 平成30年（2018年）度末	14件 平成37年（2025年）度末
空家等の除却の促進	門真市老朽木造建築物等除却補助制度の件数	0件 平成29年（2017年）度末	443件 平成32年（2020年）度末